

# 紙製容器包装・その他紙類の分別が一部変わります。

令和2年11月6日

日頃より、ごみの分別にご協力いただき大変ありがとうございます。  
さて、このたび、リサイクルできる紙の基準が変更になり令和2年12月から紙製容器包装・その他紙類の一部が「燃やすごみ」として収集することとなりましたのでお知らせします。

町民の皆様におかれましては、何かとご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、下記の内容を確認いただき、新しい分別に取り組んでいただきますようお願いいたします。



## ★紙製容器包装・その他紙類から「燃やすごみ」になるもの

<p>① かばんや靴などの詰め物</p>	<p>② 洗剤や芳香剤の箱等、匂いが強くついた紙</p>	<p>③ 圧着はがき</p>
<p>④ シール・粘着テープ</p> <p>※シールの台紙も含まれます</p>	<p>⑤ 緩衝材が付いた封筒などの複合材</p>	<p>⑥ アルミコーティング紙</p> <p>※アルミコーティングされた紙バックなど</p>
<p>⑦ 箔押しされた紙</p> <p>※金銀の折り紙や金で文字等を印字した紙が該当</p>	<p>⑧ 防水加工・樹脂コーティングされた紙</p> <p>※紙コップや紙皿、インスタントラーメンの容器等が該当</p>	<p>⑨ 色の付いた果物等のクッション材</p>

※上記の物は **紙** が付いていても **燃やすごみ** へ

◎ ③圧着はがき ④のうち紙コップ、紙皿については、当初より「燃やすごみ」の扱いとなっておりますのでご確認ください。

問い合わせ 陸別町役場町民課国保衛生担当  
電話 27-2141 (内線 114、115)